

WT | 原油価格連動型上場投信

追加型投信/海外/その他資産（商品先物）
/ETF/インデックス型

投資信託説明書（交付目論見書）2011.10.7

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社までお問い合わせください。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	その他資産（商品先物）	ETF	インデックス型	その他資産（商品先物）	年2回	北米	なし	その他（WTI原油先物）

上記、商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第341号

設立年月日:1999年11月15日

資本金:370百万円(2011年8月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:820億円(2011年8月末現在)

■電話番号 03-5208-5211

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

■ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

受託会社（ファンドの財産の保管及び管理を行う者）

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

この投資信託説明書(交付目論見書)により行なう「WTI原油価格連動型上場投信」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年10月6日に関東財務局長に提出し、2011年10月7日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。

ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的

この投資信託は、対象指標の変動率に連動する投資成果（投資信託財産の1口当たり純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致することをいいます。）を目指して運用を行います。

ファンドの特色

■主要投資対象

当ファンドは、主として米国政府または国際機関の発行する有価証券および対象指標に関連する商品投資等取引に係る権利に投資します。

※ 対象指標は、ニューヨーク商業取引所（以下「NYMEX」といいます。）における Light, Sweet Crude Oil Futures（以下「WTI 原油先物」といいます。）の直近限月の清算値を円換算で表示した価格です。
WTI 原油先物の価格は、1バレル当たり、米ドルで表示されます。
円換算には、原則として対顧客相場の仲値を用います。
なお、West Texas Intermediate 原油、通称 WTI 原油は NYMEX の Light, Sweet Crude Oil Futures の受渡供用品の代表的なものです。

資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

取引所における売買

上 場 日	: 平成 21 年 8 月 3 日
上 場 市 場	: 大阪証券取引所
売 買 単 位	: 1 口単位
手 数 料	: 申込みの販売会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■投資方針

- ① この投資信託は、主として、米国政府または国際機関の発行する有価証券および対象指標に関連した商品投資等取引に係る権利（以下「商品等」といいます。）を通じ、投資信託財産の1口当たり純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させるよう運用することを基本方針とします。
- ② 当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が前号の基本方針に沿うよう、信託財産を組成します。
- ③ 次の場合には、上記①の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。また、これにより、信託財産における商品等の買い建玉の時価総額の合計金額が純資産総額を超える運用の指図となる場合があります。
 - a. 対象指標の定義が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
 - b. 信託財産に属する有価証券の償還等に伴う、銘柄入替えを行なう場合
 - c. その他基準価額と対象指標の連動性を維持するために必要な場合
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、上記運用の基本方針は、その投資成果として対象指標の変動率との一致を保証するものではありません。

■投資制限

株 式 へ の 投 資 割 合	株式への投資は行ないません。
外 貨 建 資 産 へ の 投 資 割 合	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
為 替 ヘ ッ ジ	外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
投 資 を 行 な う 公 社 債	投資を行なう公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとします。（格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）

■分配方針

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。
- ② 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- ③ 毎計算期末に信託財産から生じた下記a.に掲げる利益の合計額は、下記b.に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
 - a. 有価証券売買益(評価益を含みます。)、先物取引等取引益(評価益を含みます。)、追加信託差益金
 - b. 有価証券売買損(評価損を含みます。)、先物取引等取引損(評価損を含みます。)、追加信託差損金

◆ファンドの決算日

原則として毎年1月15日および7月15日を決算日とします。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、米国債等または国際機関の発行する債券等の公社債等や短期金融資産(以下「有価証券等」)および商品等(対象指標に関連する商品投資等取引に係る権利をいい、原油先物取引を含みます。)を投資対象としているため、これら投資対象の価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。また、金融機関の預金あるいは保険特約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。また、投資信託は預貯金と異なります。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

<主な変動要因>

WTI 原油先物価格の変動リスク	当ファンドは、基準価額の変動率が WTI 原油先物直近限月清算値の円換算表示の変動率に連動する投資成果を目的として原油先物取引を活用しますので、原油先物価格の変動の影響を受けます。原油先物の価格は、原油の生産・在庫・需要といった需給関係や天候、貿易動向、為替レート、金利、各国の政治・経済状況など様々な要因の影響を受けます。それらの要因等によって原油先物の価格が大幅に下落した場合、投資成果に重大な損失が生じることとなります。
為替変動リスク	当ファンドは、外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。
金利変動リスク	当ファンドは、米国債等または国際機関の発行する債券等の公社債等に投資します。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落します。また、金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、当ファンドの基準価額の変動要因となります。
信用リスク	当ファンドは、有価証券等に投資します。一般に、有価証券等に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、これらの価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、基準価額が下落することがあります。

<p>有価証券の貸付等におけるリスク</p>	<p>有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこ)が生じる可能性があります。</p>
<p>WTI 原油先物取引の価格(円換算表示価格)と基準価額のかい離リスク</p>	<p>当ファンドは、原油先物取引を活用し、基準価額の変動率が WTI 原油先物直近限月清算値の円換算表示の変動率に連動することを目指しますが、以下のような要因により、対象指標の変動率と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。また、対象指標と基準価額が一致することを保証することはできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 原油先物取引には先物満期日(以下「限月」)があるため、投資する原油先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと(「ロールオーバー」といいます。)となります。このとき、投資している原油先物を売却し、乗り換え対象となる限月の原油先物を買付けることとなりますが、限月が異なるため2つの先物取引には元来価格差があります。それにより、WTI原油先物取引の価格と基準価額およびその変動率がかい離することがあります。 原油先物取引を活用し、基準価額の変動率がWTI原油先物直近限月清算値の円換算表示の変動率に連動することを目指すため、原油先物取引の買い建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を上回ることがあります。また、場合によっては原油先物取引の買い建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を下回ることもあります。 資金の流入から実際に上場原油先物取引を買い付けるためのタイミングのずれの発生により基準価額の変動率とかい離が生ずる可能性があります。 原油先物取引が限月の最終取引日近くとなった場合の銘柄入れ替え時等における、売買コストの負担が基準価額の変動率とかい離の要因になる可能性があります。 信託報酬等のコスト負担が基準価額の変動率とかい離の要因になります。
<p>流動性リスク</p>	<p>有価証券等や原油先物取引を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、商品市場等の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等及び原油先物取引の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。</p>

※基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

<リスクの管理体制>

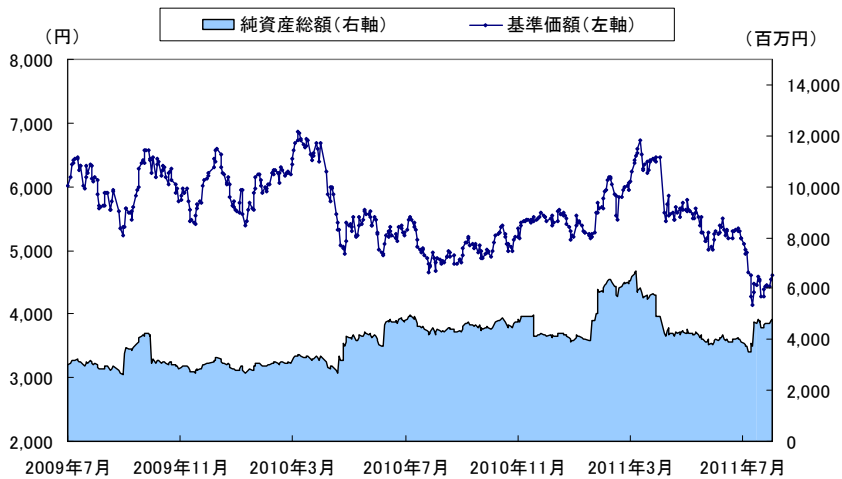
運用グループ:運用管理委員会で審議されたことをもとに、運用リスク管理の強化・改善を図ります。

リスク管理統括本部 運用管理委員会:リスク管理、法令遵守状況のモニタリング、パフォーマンス分析・評価を行い、その結果に基づき運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。

投資政策委員会:重大な法令違反や過誤ミス等が発生した場合、取締役会に報告します。

(2011年8月31日現在)

<基準価額・純資産の推移>



基準価額	4,611 円
純資産総額	48.10 億円

<分配の推移>

決算期	分配金
2010年1月	0 円
2010年7月	0 円
2011年1月	0 円
2011年7月	0 円
設定来累計	0 円

※分配金は税引前、1口当たり

<主要な資産の状況>

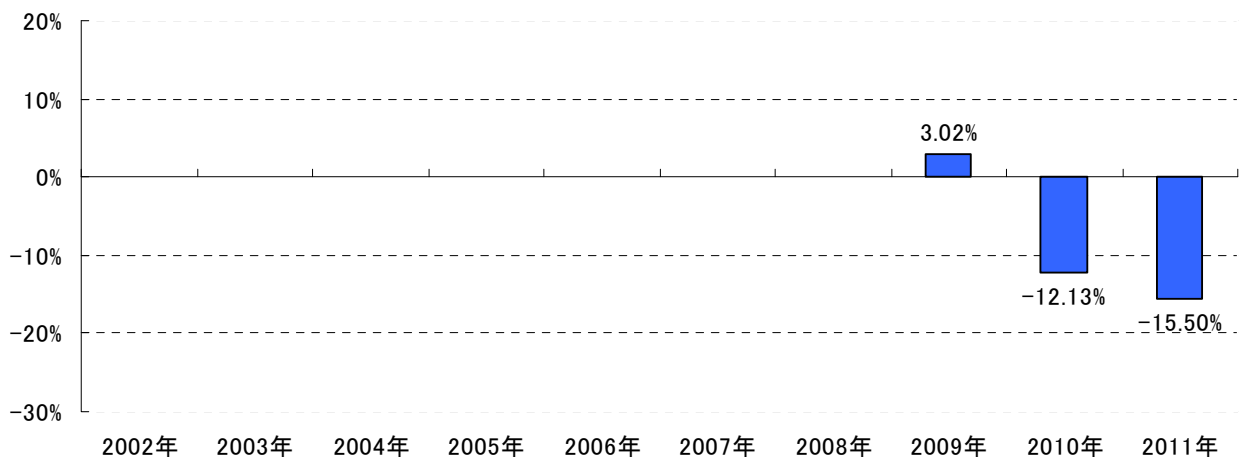
■資産の配分

組入資産	比率
債券	70.2%
米国債	70.2%
現金等	29.8%

■先物取引の状況

取引内容	比率
WTI原油先物 2011年11月限	買建 103.0%

<年間収益率の推移>



- ・収益率は基準価額で計算。
- ・2009年は設定日(7月31日)から年末までの騰落率。
- ・2011年は8月末までの騰落率。
- ・ファンドにベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購 入 単 位	10 万口以上
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。
換 金 単 位	10 万口以上
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
購 入 の 申 込 期 間	平成23年10月7日から平成24年10月5日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	—
申 込 受 付 不 可 日	① 購入申込受付日当日および換金申込受付日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日 ② 収益分配金を支払う予定がある場合は、毎計算期間終了日の4営業日前から2営業日前まで ③ 上記①のほか、委託会社が、投資方針に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ④ 上記①から③のほか、委託会社が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断される期日および期間
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入および換金の申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	無期限（平成21年7月31日設定）
繰 上 償 還	信託期間中において、対象指標に関連する商品等がその主たる取引所において上場廃止になったとき、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行なわれたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合、または、受益権の総口数が10万口を下回るようになった場合、もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決 算 日	毎年1月15日および7月15日
収 益 分 配	毎決算時に、配当等収益から経費を控除後、全額を分配対象額とし、その範囲内で委託者が決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信 託 金 の 限 度 額	ファンドの信託金限度額は、1兆円です。
公 告	委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.simplexasset.com/
運 用 報 告 書	運用報告書は作成いたしません。
課 税 関 係	益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	①および②を合計した額とします。		
	①ファンドの純資産総額に年 0.8925% (税抜 0.85%) の率を乗じて得た額とします。 (配分)		
	総額	年率 0.8925% (税抜 0.85%)	
		委託会社	受託会社
	配分	年率 0.84% (税抜 0.80%)	年率 0.0525% (税抜 0.05%)
	② 公社債の貸付を行なった場合は、その品貸料の 50% (消費税込) 以内の額		
上記の信託報酬は、毎計算期間末または信託終了日のとき信託財産中から支弁するものとします。			

その他費用・手数料	<p>・ファンドの上場に係る費用^{※1}、信託財産に関する租税、信託事務等の諸費用、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等をファンドより実費として間接的にご負担いただきます。 (その他の費用については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限等を表示することはできません。)</p> <p>※1 ファンドの上場に係る費用</p> <p>・新規上場および追加上場料: 新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額 (毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額) に対して、0.007875% (税抜 0.0075%)。</p> <p>・上場の年賦課金: 毎年末の純資産総額に対して、0.007875% (税抜 0.0075%) 及び TDnet 利用料 89,250 円 (税抜 85,000 円)。</p> <p>・上記の他、新規上場に際して、52.5 万円 (税抜 50 万円) の費用があります。</p>
-----------	---

※当該手数料等の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の税率は個人投資者の源泉徴収時の場合の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

- ・上記は、2011年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。
- ・法人の場合については上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

Simplex

Asset Management